

平成十八年六月二日受領
答弁第二七四号

内閣衆質一六四第二七四号

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県における外務省所管公務員宿舎に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県における外務省所管公務員宿舎に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員宿舎は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置されている。

二及び七について

外務省として、国家公務員宿舎の設置の目的は一について述べたとおりであると認識しており、外務省所管の国家公務員宿舎の存在は妥当であると考えている。

三から六までについて

外務省は、御指摘の「グリーンシェード」の一戸（以下「本件宿舎」という。）を、借受けの方法により外務省所管の国家公務員宿舎として使用しており、本件宿舎に外務省職員が居住している。外務省としては、「グリーンシェード」は平成九年に建設されたものと承知しているが、その総工費については承知していない。外務省としては、本件宿舎の床面積は約百二十四平方メートルであると承知している。本件

宿舍の賃借料は、月額十八万二千円であり、外務省としては、現地の賃貸住宅の家賃と比較し、適正であると考えている。